

2015/09/21

日本補綴歯科学会雑誌第6巻4号(2014)「将来を見据えた歯科技工士教育」(東京医科歯科大鈴木哲也教授)における「歯科技工士法第20条足かせ論」に見る「絶対的歯科医行為」の理解不足について

岩澤 毅

日補綴会誌 *Ann Jpn Prosthodont Soc* 6: 393-398, 2014

依頼論文 企画論文：次世代の歯科技工のあり方

### 将来を見据えた歯科技工士教育

大木 明子<sup>a</sup>, 鈴木 哲也<sup>b</sup>

#### Desirable strategies for dental technician's education in future

Meiko Oki, DDS, PhD<sup>a</sup> and Tetsuya Suzuki, DDS, PhD<sup>b</sup>

抄録

歯科技工を取巻く環境の急激な変化に対応すべく4年制大学として将来の教育モデルを提示した。デジタル技工の波に翻弄されることなく、デジタル機器の原理や使用材料への理解が不可欠であること、機械と歯科技工士による匠の技が融合してはじめて高付加価値の補綴装置が生まれ出されることを忘れてはならない。国民の健康の一翼を担う歯科技工士として、多職種連携は重要なテーマであり、歯科ばかりでなく医科との連携も視野に入れ、関連職種にかかわる広い知識を修得するべきである。また、世界の動向に迅速に対応できるグローバル人材の育成も重要である。今後は認定士制度などを充実させ、キャリアアップへつながる仕組みの構築に努めなければならない。

和文キーワード

4年制歯科技工士教育, グローバル人材育成, 多職種連携, デジタル・デンティストリー

## VI. キャリアアップへの提言

上記に4年制大学としての教育カリキュラムの一端を紹介したが、2年制では実施は難しい内容が多い。すでに3年制に移行した歯科衛生士教育をみるに、歯科技工士にも3年制を望む声は高いが、実現への途は厳しい。ましてや4年制大学となると、その設置の噂は聞こえてこない。そこで、まずは今以上に最新の技工機器および技工技術についての研修の場を広く設けることが大切である。しかも、モチベーションをあげ進んで学ぼうとするためには、キャリアアップにつながる仕組みを考えなければいけない。認定技工士や専門技工士等の制度を設けることは重要である。さらにそれらの制度が職域の拡大につながればと考える。例えば、患者さんのCTデータをもとに製作する手術支援模型は需要が急増している。3Dプリンターの出現がこのような医療用装置の製作を可能とした。誰が作るかの線引きが決まっていなくても、歯科技工士がイニシアチブをとるべき領域と思われ、そのための認定制度があればと思う。また、超高齢化に突入し、介護施設や在宅での歯科診療のニーズは高い。歯科技工士も技工室からもっと外に出て、他職種と共に活躍すべき時期にきているのではないかと。しかし、歯科技工士法の第二十条が歯科技工士の多職種連携や職域の拡大にかなりの足かせになっている。すなわち、「歯科技工士は、その業務を行うに当っては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。」との一文である。それに見合う教育がなされれば、そろそろ見直す時期にあるように思う。歯科技工士免許にプラスする資格と考えた方が早いかもしれない。歯科医師の指導の下という条件で、もう一步踏み出す医療行為に歯科技工士が加われば、新たな展開が期待できると考えている。

その他、誰が何処でどんな材料と機器を使ってその補綴装置を製作したのか、いわゆるトレーサビリティを明確にすることは、安心、安全な歯科医療を国民に提供するために極めて重要である。システムさえ整えばデジタルデータはこれを容易に実行できるはずである。その点で、デジタルデータの管理者としての役割が重要となってくると考える。模型や口腔のスキャンデータ、CADデータ、さらにはレントゲン、CT、MRIデータなどデジタルワークフローに関わる全てのデータを一元保存する必要が生まれてきている。歯科医師はその統括をするが、実務をこなす立場としては歯科技工士がその特性に適していると思う。

## VII. おわりに

歯科技工士を取巻く環境は今まさに激動期を迎えている。就業歯科技工士の高年齢化、歯科技工士養成機関への志願者数の激減という不安を抱える中、CAD/CAMシステムの瞬く間の普及は、従来の技工操作を大きく変えようとしている。口腔内スキャナー、3Dプリンター、バーチャル咬合器など次々と新たなテクノロジーが押し寄せている。荒波に翻弄されることなく、未来を見据えた教育を今こそ推進することが我々に与えられた使命と考え、いくつかの提言を試みた。

## 文 献

- 1) 末瀬一彦, 宮崎 隆編. CAD/CAM デンタルテクノロジー. 東京: 医歯薬出版; 2012.
- 2) 鈴木哲也. 東京医科歯科大学における四年制歯科技工士教育の現状と課題. 日歯技工誌 2013; 33: 64-66.

著者連絡先: 大木 明子

〒113-8549 東京都文京区湯島 1-5-45

Tel: 03-5803-5386

Fax: 03-5803-0237

E-mail: moki.mfoe@tmd.ac.jp

鈴木前掲 398 ページ

歯科技工士法の第二十条が歯科技工士の他職種連携や職域拡大の足かせになっている。すなわち、

「歯科技工士は、その業務を行うに当っては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行

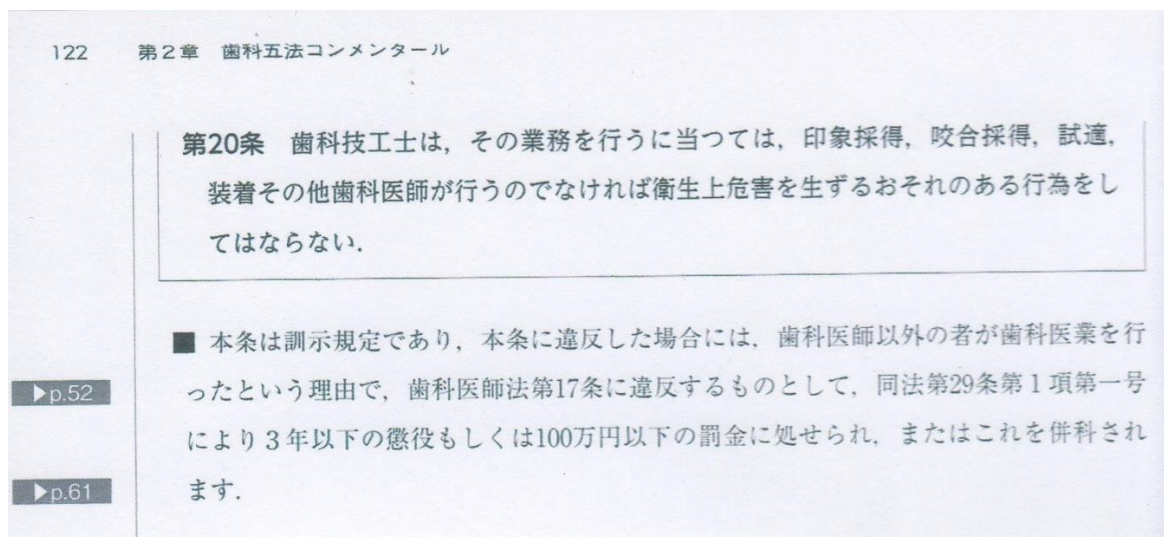
うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。」との一文である。

歯科技工士法（昭和三十年八月十六日法律第百六十八号）

(業務上の注意)

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

しかし、この歯科技工士法第二十条は単に訓示規定であり、「歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為」は、「絶対的歯科医行為」であり、歯科医師以外の者が行った場合、歯科医師法第 17 条に違反するものである。



社会歯科学研究会編著「歯科五法コンメンタール-歯科関連法律の逐条解説-」122

歯科医師法 (昭和二十三年七月三十日法律第二百二号)

#### 第4章 業務

第17条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

「絶対的歯科医行為」については、「絶対的医行為」「絶対的医師行為」に準じたものとして扱われてい

る。

「絶対的医行為」については、「平成元年厚生科学研究「医療行為及び医療関係職種に関する法医学的研究」（主任研究者若杉長英）で詳細に論じられ、近年では再検討する立場からの天野良「医療行為概念の再検討」（Vol,8 2013,8 東京大学法科大学院ローレビュー）がある。

歯科衛生士法（昭和二十三年七月三十日法律第二百四号）

第十三条の二 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。

絶対的歯科医行為に関しては、社会歯科学研究会編著「歯科五法コンメンタル-歯科関連法律の逐条解説-」89 ページの歯科衛生士法第十三条の二の解説において以下の様に解説されている。

絶対的歯科医行為とは、診療の補助を法的に認められた職種(歯科衛生士、看護師、准看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、言語聴覚士、診療放射線技師)の歯科医学的知識と技能を超え、絶対的に歯科医師が行わなければ衛生上の危害を生ずるおそれのある行為のことを言います。

表2-1 歯科衛生士法における絶対的歯科医行為・相対的歯科医行為に関する罰則

	絶対的歯科医行為	相対的歯科医行為			
	絶対的歯科医行為を行った場合	歯科医師の指導なくして、予防処置（歯科衛生士法第2条第1項）を行った場合	歯科医師の指導の下に、予防処置（歯科衛生士法第2条第1項）を行った場合	主治の歯科医師の指示なくして、歯科診療の補助（歯科衛生士法第2条第2項）を行った場合	主治の歯科医師の指示に基づき、歯科診療の補助（歯科衛生士法第2条第2項）を行った場合
歯科衛生士	歯科医師法第17条違反 ↓ 3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または併科（歯科医師法第29条第1項第一号）	歯科医師法第17条違反 ↓ 3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または併科（歯科医師法第29条第1項第一号）	適法	歯科衛生士法第13条の2違反 ↓ 6月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金または併科（歯科衛生士法第18条第二号）	適法
歯科衛生士以外の者			歯科衛生士法第13条違反 ↓ 1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または併科（歯科衛生士法第14条第一号）	歯科医師法第17条違反 ↓ 3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または併科（歯科医師法第29条第1項第一号）	保助看法第31条第1項および第32条違反（保健師、助産師、看護師、准看護師等を除く） ↓ 2年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または併科（保助看法第43条第一号）

社会歯科学研究会編著「歯科五法コンメンタル-歯科関連法律の逐条解説-」91

また、歯科技工法(当時)の審議において、第20条に訓示規定をおいた経緯が説明されている。(下

線は引用者による)

第22国会・参議院・社会労働委員会 - 議事録24号

昭和三十年七月十一日(月曜日)

○加藤武徳君 歯科技工は、いわゆる歯科診療のなるほど一部ではあるが、必ずしも割り切った形ではないわけなので、従って歯科技工は、いわゆる対外的な患者に直接接触する面ではない、どういう表現がいいか、一般国民の、あるいは患者の直接対象となるような立場ではない、かように了解するわけであ

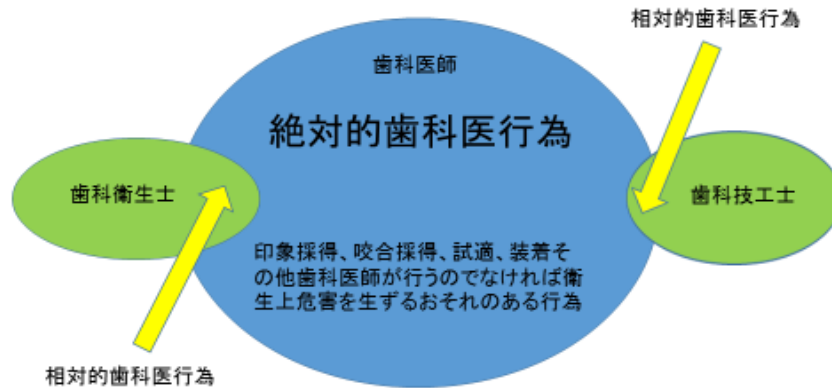
りますが、ところで、にもかかわらず、今日まで歯科技工士がいわゆる歯科治療に類似いたしました行為を行いましたために法にかかる、歯科医師法違反として問われる、かような例が間々あったように私は聞いておるのでありますが、この点についての厚生省にもし資料があればお示し願いたい。

○政府委員（高田浩運君） お話のように、歯科技工の職分というものは、患者に直接いたしまして印象採得であるとか試適であるとか、そういった行為を行なってはならないことは当然のことでございます、しかしお話のようにままた間違いを起す者もなきにしもあらず、また将来もそういうことも杞憂に終るかもしれませんが、考えられないこともありませんので、念のための規定といたしまして、この法律の二十条に、そういったことをやってはいけないという意味の規定を置いた次第でございます。お話のように、過去において残念ながら、歯科技工に携わっておる人たちが歯科医療に携わり、すなわち歯科医師法違反をやって問題になった例がありますが、これは別に資料として御提出さしていただきたいと思えます。

歯科医師以外の者による義歯等の着脱と類似した、医師以外の者によるコンタクトレンズ着脱等を  
含む医師法違反に関しては、平成 6(う)646 東京高等裁判所(平成 6 年 11 月 15 日)判決がある。

# 絶対的歯科医行為と相対的歯科医行為の領域概念図

2015/09/21  
岩澤 毅



## まとめ

鈴木哲也「歯科技工士法第20条足かせ論」は、歯科医師法第17条を根拠とする「絶対的歯科医行為」についての理解が不足し、単なる訓示規定である歯科技工士法の第二十条が歯科技工士の他職種連携や職域拡大の足かせになっているとの認識を示している。

しかしながら、歯科技工士が、その業務を行うに当たっては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないのは、歯科医師法第17条を根拠とする「絶対的歯科医行為」を犯すからなのである。

また付記すれば、「義歯等の着脱」すなわち試適、装着が「絶対的歯科医行為」に当たることは、コンタクトレンズの着脱が「絶対的医行為」に当たるとの判例から明らかである。

## 参考論文

- 1)鈴木哲也: 将来を見据えた歯科技工士教育:日本補綴歯科学会雑誌 6(4),2014:398
- 2)社会歯科学研究会編著: 歯科技工士法コンメンタール:歯科五法コンメンタール-歯科関連法律の逐条解説-,2014/10/2:122
- 3)天野良:医行為概念の再検討: 東京大学法科大学院ローレビュー:Vol,8:2013,8:3-19
- 4)第 22 国会参議院社会労働委員会議事録 24 号
- 5) 平成 6(5)646 医師法違反被告事件 平成 6 年 11 月 15 日 東京高等裁判所